

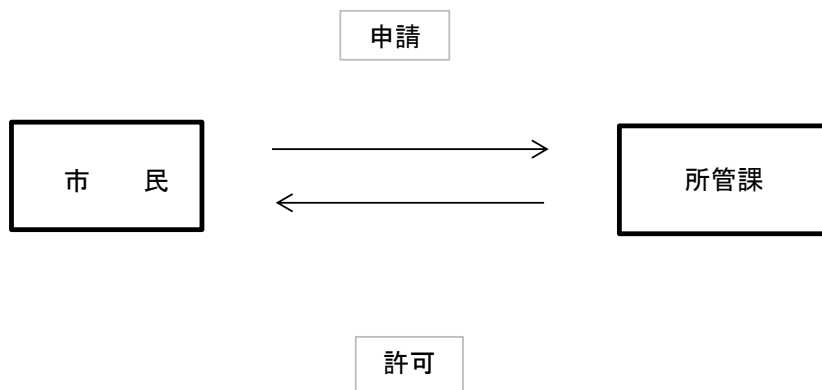
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	排水設備の設置の延期の許可	
処 分 の 概 要	特別の事情により、供用開始の日から3月以内に排水設備を設置できない場合に、その期間の延長を許可するかどうか審査するもの。	
根 拠 法 令 名	松山市下水道条例(平成18年条例第21号)	
条 項	第3条	
所 管 課	下水道管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間程度	
標 準 処 理 期 間	計	2週間程度
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市下水道条例(平成18年条例第21号) (排水設備の設置)</p> <p>第3条 公共下水道の供用開始の日において法第10条第1項の規定により排水設備を設置すべき者は、その日から3月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により市長の許可を受けたときは、その期間を延長することができる。</p> <p>松山市下水道条例施行規定 (排水設備の設置の延期)</p> <p>第2条 条例第3条ただし書きの規定による許可を受けようとする者は、排水設備設置延期申請書(第1号様式)により公営企業管理者(以下「管理者」という。)に申請しなければならない。</p> <p>2. 管理者は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、許可するときは、排水設備設置許可・不許可決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。